景観および健康重視の木造住宅推進からの国産材活性化

―― 在来工法木造住宅の見直しと林業振興 ――

〔要　　旨〕

１．我が国森林は，戦後植林されたものが伐採時期を迎えつつあるが，木材供給は大きく海外に依存しており，自給率は20%というきわめて低い水準にある。

２．こうしたなか，国内林業経営の悪化，森林の荒廃，農山村の過疎化等を招来しているとともに，海外森林資源の減少，異常気象や災害発生の原因にもなっていることが指摘されており，我が国林業経営の活性化が強く求められている。

３．我が国では木材需要量の最も多い44.3%が製材用に向けられており，また国産材の４分の３近くが製材用で占められているが，製材用供給木材ですらその３分の２以上を海外から賄っている。

４．近年は国産材と外材の価格にほとんど差はなくなっており，大手住宅メーカー等の乾燥材や多様な規格に対するニーズから外材の使用が増加しているのが実情で，大工等職人の減少にも影響を及ぼしている。

５．一方，新設住宅着工戸数の推移をみると，昭和40年には76.7%あった木造率が，住宅の洋風化等にともない直近の平成10年には45.5%にまで低下している。

６．国産材の利用促進をはかり，自給率を向上させていくためには，住宅木造率を高めると同時に，建材での国産材利用拡大をはかっていくことが必要である。

７．我が国の高温多湿の気候風土に対応して木造住宅が形成されてきたが，快適性，物理的性能，情緒性から木造の良さが強調されるとともに，近年「シックハウス症候群」の多発にともない健康重視の面からも木造住宅の良さが世界的に見直されている。

８．併行して，最近では地域起こしの一貫として大型木造施設の建造が盛んになっており，山形県金山町のように景観保全条例を設け，地元材を使っての在来工法による木造住宅建設を推進する事例もみられるようになるなど，景観保全という視点からの木造住宅への関心も高まっている。

９．国産材を使った住宅建設を促進していくためには，景観と健康重視の流れに対応して，景観条例の制定，省エネ等にも配慮した在来工法による木造住宅見直し，乾燥施設の充実等への取組が重要課題となる。

10．持続型・循環型の第一次産業を確立し，地域の文化等を守っていくためにも，我が国のCI（コーポレートアイデンティティー）の確立とあわせて，新農業基本法の中山間地域対策と連携させて上記課題に取り組んでいくことが必要である。

目　次

１．はじめに
２．我が国の林業構造と問題点
３．国産材需要と建材
４．木造住宅着工の推移と住宅政策の変遷
(1)　新設住宅着工戸数の推移
(2)　工法別着工戸数の推移と住宅建築を巡る環境の変化
(3)　住宅政策の変遷
(4)　直近の住宅政策における国産材の位置付け
５．国産材活用による住宅建設にあたっての要件
(1)　木造住宅のメリット，特性
(2)　外材と比較しての国産材のメリット，特性
(3)　建築家側が外材を必要とする理由
(4)　国産材を使用した場合と外材を使用した場合の住宅建築コスト比較
６．住宅に関する潮流の変化(1)――健康重視
(1)「シックハウス症候群」の多発
(2)　イスタンブール宣言
(3)　住宅保証・性能表示制度，木材認証制度
７．住宅に関する潮流の変化(2)――景観重視
(1)　ドイツの景観と住宅政策
(2)　山形県金山町の景観条例
(3)　景観条例等の普及・推進
８．結び

１．はじめに

今，世界では森林が次々と伐採され，1980年代半ばで森林と樹園地の総面積は世界の陸地の31%[(注1)]とされていたが，その後これが大きく低下していることは確実である。これにともないCO_2は増加し，温暖化がすすむとともに，水が不足して砂漠化現象が進行するなど，地球規模で，様々な面で深刻かつ重大な影響が発生している。

こうしたなか，我が国では森林面積は国土面積の67%ときわめて高い割合を占めている（平成７年３月末現在）ものの，林業経営は困難の度を強め，手入れは放置されて山村の荒廃が著しい一方で，後にみるように輸入材への依存度は極めて高い。

21世紀を展望すれば，世界的に森林資源，水資源がますます枯渇していくことは明らかである。こうしたなかで，我が国の誇るべき貴重な森林資源を永遠に持続させていくことは，現代に生きる我々にとっての基本的使命であると言える。我が国の森林資源を維持していくには，ある程度の支援を講じながらも経済林として自立し持続可能なシステムを成立させていくことが不可欠であるが，現状，我が国の林業経営は多くの構造的問題を抱えており，これらを解決するために様々な施策が講じられてはきているものの，残念ながらその成果を十分に発揮するには至っていない。しかしながら，現在の地球環境を考えた場合，我が国がこうした現状に甘んじて森林の荒廃を放置しておくことは国際的にも許されない

ほどに事態は切迫してきている。

そこで本稿では，我が国林業の構造，問題点を俯瞰した上で，国産材の最大の用途であり，今後とも国産材生き残りにとってのポイントとなる建材にかかる問題点について整理する。そのうえで国産材を多用する住宅建設を促進していくための方策を考え，景観および健康重視の住宅建築等潮流の変化に沿った対応の必要性を訴える。そしてこうした取組が新農業基本法の柱の一つとして位置づけられている農村の景観保全，さらには中山間地域対策としてきわめて重要な役割を担っていくべきであることについて展開していくこととする。

（注1） アレキサンダー・メイヤー『世界の森林資源』65頁。

２．我が国の林業構造と問題点

我が国の木材需給の推移を第１図で眺めてみると，国産材の供給量は昭和42年がピークであり，円高の進行にともなって外材の輸入量は急激に増加した。このため自給率は戦後ほぼ一貫して低下しており，特に昭和40年代の低下は著しく，直近(平成８年)での自給率は20%となっている（第１，２図)。

ところで農業の世界では穀物自給率29%，供給熱量自給率42%（平成８年度概算)と，先進国では抜きん出て低い自給率であり，農業基本法の見直しにあたっては自給率の維持・向上が大きな論点となったところである。食料・農業・農村基本問題調査会の答申では，自給率の維持・向上をはかるため食料自給率の目標が掲げられることとされたが，食料自給率が低いのは飼料穀物のほとんどを海外に依存していることが主たる理由であり，これをもたらしたのが食生活の洋風化であった。

一方，林業の場合，戦後復興のなかで住宅建設が急増すると同時に，併行して植林・造林も盛んに行われた。これらが現在，伐採時期にさしかかっているにもかかわらず，内外価格差を主因に大量の輸入材が供給され，自給率の低下を招いてきた。食料，農業では飼料穀物の生産自体が我が国では少ないわけであるが，林業の場合には伐採対象となる木が豊富に存在しながら

第1図　木材需給量の推移

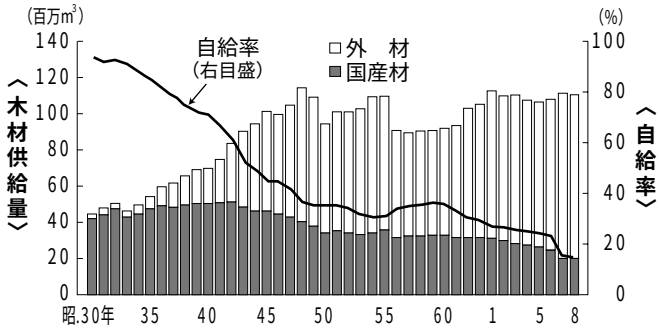

第2図　ドル円為替レートの推移

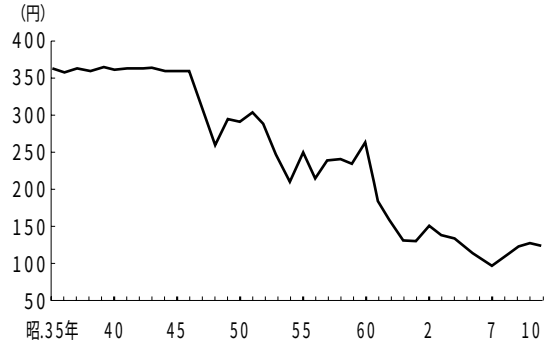

も，その供給は海外に大きく依存しており，しかも20%というきわめて低い自給率にある。こうしたきわめていびつな構造から林業経営は悪化し，森林施業放棄地の増加にともなう森林の荒廃，林業経営の困難化，農山村の過疎化等を招来している。

林業自給率が低いことにともなう問題は国内だけにとどまらず，海外森林資源の減少，地球の温暖化等，異常気象・災害の発生への影響も指摘されていることはご周知のとおりであり，我が国林業自給率の維持・向上，森林資源を極力自賄いしていくべきことが様々な視点から求められていることは冒頭で述べたとおりである。

３．国産材需要と建材

次に第１表で木材需要（供給）量の推移をみてみると，平成８年の総需要（供給）量の98.5%は用材と圧倒的であり，残りは薪炭材，しいたけ原木となっている。そして用材の44.3%が製材用，39.0%がパルプ・

第1表　木材需要（供給）量の推移

（単位　千m³）

			4年(1992)年	5 (93)	6 (94)	7 (95)	8 (96)	前年比増減率(%)		
								6	7	8
総需要（供給）量			110,544	110,326	111,398	113,706	114,040	1.0	2.1	0.3
用材			108,530	108,383	109,500	111,930	112,325	1.0	2.2	0.4
薪炭材			640	681	712	721	749	4.6	1.3	3.9
しいたけ原木			1,374	1,262	1,186	1,055	967	△ 6.0	△11.0	△ 8.3
用材部門別	総数	小計	108,530	108,383	109,500	111,930	112,325	1.0	2.2	0.4
		国産材	27,165	25,597	24,477	22,915	22,483	△ 4.4	△ 6.4	△ 1.9
		外材	81,365	82,786	85,023	89,015	89,842	2.7	4.7	0.9
		自給率(%)	25.0	23.6	22.4	20.5	20.0	－	－	－
	製材用	小計	50,551	51,159	51,001	50,384	49,758	△ 0.3	△ 1.2	△ 1.2
		国産材	17,240	17,293	17,440	16,252	16,154	0.9	△ 6.8	△ 0.6
		外材	33,311	33,866	33,561	34,132	33,604	△ 0.9	1.7	△ 1.5
		自給率(%)	34.1	33.8	34.2	32.3	32.5	－	－	－
	パルプ・チップ用	小計	(6,752) 42,760	(6,639) 40,894	(6,542) 42,376	(6,280) 44,931	(6,443) 43,822	3.6	6.0	△ 2.5
		国産材	9,101	7,524	6,303	5,989	5,672	△16.2	△ 5.0	△ 5.3
		外材	33,659	33,370	36,073	38,942	38,150	8.1	8.0	△ 2.0
		自給率(%)	21.3	18.4	14.9	13.3	12.9	－	－	－
	合板用	小計	13,800	14,533	14,099	14,314	15,726	△ 3.0	1.5	9.9
		国産材	277	274	253	228	228	△ 7.7	△ 9.9	±0
		外材	13,523	14,259	13,846	14,086	15,498	△ 2.9	1.7	10.0
		自給率(%)	2.0	1.9	1.8	1.6	1.4	－	－	－
	その他用	小計	1,419	1,797	2,025	2,301	3,018	12.7	13.6	31.2
		国産材	547	506	481	446	429	△ 4.9	△ 7.3	△ 3.8
		外材	872	1,291	1,544	1,855	2,589	19.6	20.1	39.6
		自給率(%)	38.5	28.2	23.8	19.4	14.2	－	－	－

資料　林野庁『木材需給表』
（注）1．需要（供給）量は，丸太の需要（供給）量と輸入した製材品，合板，チップ・パルプ等の製品を丸太材積に換算した需要（供給）量とを合計したものである。
2．自給率＝国産材用材供給量÷総用材供給量×100
3．その他は，加工材，枕木，電柱，くい丸太，足場丸太等である。
4．（　）は，製材工場等の残材による木材チップで，外書である。
5．構造用集成材をその他用に計上している。
6．総数と内訳の計が一致しないのは，四捨五入による。

チップ用，合板用は14.0%，その他用2.7%の構成比率となっており，製材用がパルプ・チップ用を上回り最大のシェアを占めている。

一方，平成８年の自給率をみてみると，製材用の自給率は32.5%であるのに対して，パルプ・チップ用が12.9%，合板用が1.4%となっており，国産材の４分の３に近い71.8%が製材用に向けられていることがわかる。しかしながら，その製材用の用材ですら３分の２以上は海外に依存しているというのが実態である。

要するに山々には伐採時期を迎えている木が豊富にありながら木材の供給を海外に仰いでおり，国産材は主に住宅用の建材としての利用が大半を占めているという構造にある。したがって新規用途開発等が必要であることはもちろんであるが，国産材の利用促進の最大のポイントは建材としての国産材の利用拡大にあることは明白であろう。

４．木造住宅着工の推移と住宅政策の変遷

以下，住宅なり建材に絞ってみていくこととする。

(1)　新設住宅着工戸数の推移

新設住宅着工戸数の推移は第２表のとおりで，年によってデコボコはあるが，近年景気対策の柱として住宅政策が位置付けられ，高水準での着工が続いてきた。

木造と非木造との内訳をみてみると，昭和40年には４分の３を上回っていた木造率が昭和63年には41.4%にまで激減している。昭和63年をボトムにして，その後は木造率は増加に転じたものの，直近では再び低下する傾向にある。

第2表　新設住宅着工戸数の推移

（単位　千戸，%）

	計	木造	非木造	木造率
昭.40(1965)年	843	647	196	76.7
45(1970)	1,485	1,036	449	69.8
50(1975)	1,356	907	449	66.9
55(1980)	1,269	751	518	58.2
60(1985)	1,236	592	644	47.9
平.２(1990)	1,707	728	979	42.6
３(1991)	1,370	624	746	45.5
４(1992)	1,403	671	732	47.8
５(1993)	1,486	698	788	47.0
６(1994)	1,570	721	849	45.9
７(1995)	1,470	666	804	45.3
８(1996)	1,643	754	889	45.9
９(1997)	1,387	611	776	44.1
10(1998)	1,198	545	653	45.5

資料　建設省

(2)　工法別着工戸数の推移と住宅建築を巡る環境の変化

木造住宅は，ツーバイフォー工法，プレハブ工法，軸組工法[(注2)]に分けられるが，住宅の洋風化にともないツーバイフォー工法の伸びが著しい。８割以上は軸組工法が占めてはいるが，第３図にみるようにそのシェアは急低下をたどっている。

こうした木造率の推移，工法の変化について，平成８年度林業白書では次のように分析している。

「①平成７年の阪神・淡路大震災を契機として，住宅の耐震性への関心が高まり，また，近年，省エネルギー効果の高い高気密・高断熱の住宅，耐久性の高い住宅等が求められている。

②住宅と健康との関連について社会的な関

第3図　工法別新設木造住宅着工戸数の推移

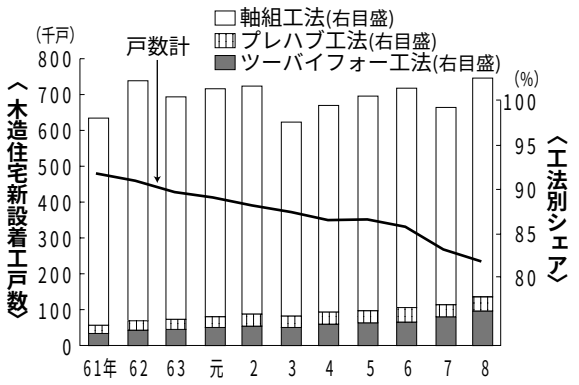

資料　建設省『建築着工統計調査』,㈳日本ツーバイフォー建築協会資料
(注)　軸組工法には，丸太組工法等を含む。

心が高まっているなかで，木材は湿度調節等の面での優れた特性，ダニの繁殖抑制効果もあり，こうした観点も踏まえて，木材利用を推進することが重要である。

③建設コスト低減への要請，建築技能者の減少・高齢化に対応するため，現場施工の省力化等建築の合理化が課題となっている。

また，建築基準の性能規定化に対応するため強度等の明確な木質建築資材の供給が重要である。」

（注2） 日本林業調査会『森林・林業・木材辞典』「木造住宅建築工法：代表的な木造住宅建築工法としては，在来工法，枠組壁工法（２×４）がある。在来工法は，わが国の伝統的な工法で，柱，土台，梁などの主要構造部に角材を軸組みしているのが特徴。プレハブ工法は，あらかじめ工場で加工生産した柱，壁などを建築現場で組み立てる。枠組壁工法は，北米から導入された工法で，７種類の寸法の製材品と構造用合板など面材を使用し，接合は釘打ちによる。」308頁，「軸組：土台・柱・梁・桁・筋違いなどで建築物の骨格を形づくること」295頁。

(3)　住宅政策の変遷

ここで我が国の住宅政策の流れを俯瞰しておく。

戦後，戦災による消失等により住宅建設促進がはかられたが，総じて質より量に重

63 (88)	1 (89)	2 (90)	3 (91)	4 (92)
・林野庁長官通達「木材需要の拡大について」	・この年までに林野庁のモデル木造事例49例（4か年間） ・生産性の高い木造住宅構法を公認するための「木造住宅合理化システム認定事業」の実施（㈶日本住宅・木材技術センターによる）〈建設省〉	・木造校舎の基礎的情報〈文部省〉	・木造建築担い手の育成，木構造普及のための研修を行うため「木材技術専修センター事業」の実施（㈶日本住宅・木材技術センターによる）〈林野庁〉	・建設基準法改正〈建設省〉 防火・準防火地域以外の地域での木造３階建共同住宅の建設を容認 ・木造による簡易耐火建築物の建設の容認 ・３階建共同住宅の登場 ・建築センターのスーパーハウス評定により建設大臣認定 ・全国都道府県市町村へ「木造校舎の計画と設計の留意点」を指導〈文部省〉 ・林野庁長官通達「木材需要拡大の一層の促進について」

資料　NOVA建築企画設計，簾藤勉
（注）　同一年度内順不同

点を置いた住宅政策がすすめられてきた。(注3)
そしてこれらは，住宅金融公庫，公営住宅，住宅公団にかかる制度，すなわち「公営・公団・公庫」の三本柱が中核の制度となって運営されてきたものである。

木造住宅にかかる政策の推移をみてみると，「…江戸の明暦大火を経験し，第二次世界大戦の戦災で都市部の木造建築舎の多くを焼失した結果，戦後は木造建築に対する法規制が厳しくなって，大規模木造建築は

第３表　木造建築の年次推移

62 (87)	61 (86)	60 (85)	59 (84)	58 (83)	57 (82)	56 (81)	55 (80)	53 (78)	52 (77)	49 (1974) 年度
・建設基準法改正　建設省告示基準第５号〈建設省〉 ・施行令第46条「大断面木造建築物」の規定の登場 ・木造建築物の高さ制限の緩和（大断面集成材使用の場合に限定） ・準防火地域での木造３階建の認可 ・ウッドタウンプロジェクト着手〈建設省〉 ・集成材構造・構造用集成材の製造活性化 ・保育所等の利用施設について木造施設の補助単価を54％アップしてＲＣ造並みした〈厚生省〉	・農林水産事務次官通達（1985年4月の対外経済対策に基づく） ・木材需要拡大推進緊急対策事業実施要領〈農林水産省〉 ①モデル木造施設建設促進事業 ②木材需要拡大活動促進事業 ③木材新規用途開発実用化等事業 ・建設省告示基準〈建設省〉 ・丸太組構法技術基準・同解説 ・総合技術開発プロジェクト「新木造建築技術の開発」の実施〈建設省〉　５ヵ年計画として実施 ・木造施設の補助単価を68・8％アップしてＲＣ造並みとした〈文部省〉 ・市町村保険センター、老人福祉センター等に初めて木造施設を認める。〈厚生省〉	・森林・林業、木材産業活力回復五ヵ年計画立案 ・木材需要の拡大、木材産業の体質強化及び間伐等林業の活性化対策 ・文部省教育助成局長学校施設における木材使用の促進について	・林構事業の施設鉄骨造から構造化への転換 ・木材需要拡大運動の動きに応じブロック会議〈全体〉・事業計画〈個別〉を通じて木造化を推進することに本格的に取り組む。 ・秋田県西木村の体育館　工事費のかかり増し30％アップまで認める ・木材需要拡大中央協議会の設立 ・大型木造施設（ウッドリーム）の建設を助成〈林野庁〉	・「いえづくり　85」プロジェクト推進〈建設省〉	・建設省告示基準第３号〈建設省〉 ・枠組壁工法での階の認可（小屋裏利用の３階建） ・林野庁の関連施設の木造推進　営林署の施の木造化推進	・木造公営住宅の建設を積極的に推進〈建設省〉 ・都道府県の補助事業の施設の木造化を積極的に推進するよう呼びかけ〈林野庁〉	・木造住宅振興モデル着手〈建設省〉	・茨城県筑波市森林総研の体育館　建築センターの評定大臣特認により建設	・財団法人日本住宅・木材技術センター設立 ・木造住宅在来工法合理化促進事業に着手〈建設省〉 ・木材の利用開発事業に着手〈林野庁〉 ・木造在来工法住宅の見本展示事業へ着手〈林野庁〉	・建設省告示基準第１号〈建設省〉 枠組壁工法技術基準・同解説

『これからの木造建築』『林構情報』1993.5（No. 83）から作成

ほとんど新設できなくなった[注4]」が，昭和26年になり，落ち着きを取り戻すなか，住宅金融公庫制度による持ち家制度が導入され，木造住宅の本格的建設がすすめられるようになった[注5]。その後，木造建築が主流となり，木材需要拡大の柱として木造住宅が位置づけられた。第３表にみるように各省庁から様々な政策が打ち出されたが，「木材需要拡大推進という大きな流れのなかで，木造建築は，住宅中心の施策から，非住宅の公共建築における木造化推進をも含んだより大きな流れとなってきている[注6]。」

一方では，1985年以降，アメリカが我が国の住宅市場の開放要求を続けてきており，住宅建築に関する国内の諸法規，諸制度，補助金などの見直しがすすめられており，結果的に住宅の洋風化がすすみ，景観の破壊，文化の喪失等につながっていることを忘れるわけにはいかない。

したがって，諸々の政策が講じられなが

らも外材輸入の増加により自給率は年々低下し，林業経営の活性化に結びつくことなく，社会的にも様々な問題をもたらしてきたのである。

（注3） 日本住宅会議／ハビタット日本NGOフォーラム編『住まいは人権』（かもがわブックレット107）22頁。
（注4） 簾藤勉『これからの木造建築』５頁。
（注5） 大野勝彦『現代の住宅－木造住宅』２頁。
（注6） （注4）に同じ。７頁。

（4） 直近の住宅政策における国産材の位置付け

次に，このように住宅政策が推移するなかで国産材がどう位置づけられているかをみてみると，平成９年度の林業白書では「国産材の利用推進の取組」として，①大工・工務店等との連携，②建築基準の改正の状況，③木材利用技術開発の推進，④消費者への普及啓発，⑤公共施設等への利用促進，があげられているが，平成８年度の同白書では17頁にわたって「国産材供給の課題とその克服に向けた取組」について触れられている。生産・加工・流通体制の整備として，住宅建築・設計分野との連携等による需要への対応，製材品の品質向上，国産材の安定供給体制の整備，加工・利用に関する技術の開発等，があげられている。このうち住宅建築・設計分野との連携等による需要への対応については，次のように述べられている。

「 ①消費地における需要に的確に対応し，品質の保証された製材品を安定的に供給することが必要であり，木材加工・流通の関係者が，住宅建築・設計分野との連携強化等を通じ，住宅建築における木材の需要を確保することが重要である。

②工期の短縮，施工費の低減を図るため，プレカット部材，パネル等の建築現場における労働生産性の向上に資する木質資材の供給が必要である。また，標準化による部材種類数の削減，接合金具の活用による接合方式の改良等の取組が重要である。

③地域材の需要拡大等の面で効果が大きい産直住宅については，意匠の洗練性，アフターサービス等の面で改善を図る余地があり，今後は，消費地の大工・工務店との連携を強化することが重要である。」

別途，建設省から出されている「平成11年度木造住宅振興関連施策概要」では，「Ⅰ事業費」で木造住宅総合対策事業の拡充として，優良な木造住宅団地（フォレストタウン）の整備，地域優良木造住宅の概要等同事業の活用事例があげられている。「Ⅱ住宅金融公庫融資」では歴史的・文化的町並み等保存継承に寄与する住宅に対する公庫融資の拡充等があげられている。このほか「Ⅲ住宅関係税制」「Ⅳ政府関係機関融資」「Ⅴ行政部費」「Ⅵ木造住宅振興関連制度等」と，多岐にわたって木造振興のための諸施策が講じられている。

しかしながら，木造住宅の振興は詠われても，WTOの制約から住宅政策として直接的な国産材の利用推進はできずにいる。こうしたなかで，昨年４月の総合経済対策，同じく11月の緊急経済対策を受けて「地域の木造住宅振興に係る住宅金融公庫の特別割増融資の拡充」が打ち出され，「地域特性を踏まえた良質な木造住宅」の建設促進を詠っていることは注目される。

以上にみるように国産材の活用，木造住宅の振興は強調されてはいるものの，総じ

て国産材の位置付け等基本的な方向性については十分には打ち出されていないということができる。

５．国産材活用による住宅建設にあたっての要件

国産材による自給率を向上させていくための鍵は，国産材活用による木造住宅の建設促進にあることは先に述べたが，あらためてこれをクリアできるかどうかについて考えてみると，次の二つのステップについての整理が果たして可能かどうかにかかっていると言うことができる。すなわち，①木造住宅が非木造住宅よりも優れていること，②木造住宅を建設していく場合，外材よりも国産材のほうがメリットが大きいこと，の２点が言い得るかどうかである。合わせて，③なぜ建築家側がどこにメリットを見いだして外材を使用するのか，さらには，④国産材を使用した場合と外材を使用した場合の住宅建築コスト比較についてもみておくことが必要である。

(1)　木造住宅のメリット，特性

我が国はおおむね高温多湿の気候風土にあることから，冬の寒さよりも夏の蒸し暑さへの適応を主とした住宅を形成してきた。地域の材料を使用し，在来工法で建築された木造住宅は最もその地域の気候風土に適したものとして継承されてきた。

木造住宅の良さの基本をなすものが素材としての木の持つ特性である。大別すれば快適性，物理的性能，情緒性の三つとなり，「岩手県木材利用推進方針――もっと・WOOD・県産材を――」では第４表のように簡潔に整理されている。

こうした木材としての評価と合わせて，①森林の持つ公益性，②地球環境保全に対する効果等の木材を利用することにともなう別次元でのメリットも存在する。

すなわち，①の森林の持つ公益性として，大気の循環浄化，国土の保全，水資源の涵養，動植物の保全や保健・文化・教育的利用の場の提供等があげられ，代替法による公益的機能の評価額は年間39兆円（平成３年時点）との試算も出されている。合わせて，②の地球環境の保全に対する効果として，地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収，炭素の固定・貯蔵機能，再生産可能な生物資源であること，製品製造にあたってエネルギー消費，二酸化炭素発生が少ないこと，リサイクルが可能であり，燃焼・廃棄にあたっても有害物質を出さないことなど環境にやさしい。(注7)

このように非木造住宅にくらべて木造住宅は多くのメリットを有しており，特に我が国の気候風土には基本的に木造住宅の方が適しているということができる。

（注7） 岩手県『岩手県木材利用推進方針－もっと・WOOD・県産材を－』

(2)　外材と比較しての国産材のメリット，特性

農産物の場合，鮮度が要求されることもあって，身土不二，地産地消と言われるよ

第4表　岩手県木材利用推進方針
――もっと・WOOD・県産材を――（抜粋）

（1）快適性
木材は，日常生活に快適性をもたらす。

ア．調湿機能
湿度が高くなると湿気を吸収し，湿度が低くなると放湿して，周囲の湿度を自動的に調節する。

イ．ダニ等抑制機能
フィトンチッド（精油）が含まれており，アレルギーの原因となるダニの繁殖を抑制するという研究結果がある。

ウ．騒音吸収機能
音を程よく吸収するため，昔から楽器等に使用されてきたほか，現在，高速道路の防音壁に使用する取組が行われている。

エ．衝撃吸収機能
多孔性材料であり，コンクリートや大理石，プラスチック等に比べて衝撃吸収力が大きいため，転倒などのけがに対して相対的に安全である。

オ．紫外線の吸収機能
目に有害な紫外線を吸収し，赤外線を反射するため，目が疲れず，温かい雰囲気を与える。

（2）物理的機能

ア．断熱性能
木材は熱伝導率が，鋼材の１／450，コンクリートの１／13，ガラスの１／８であり，結露が少ない窓枠や調理器具の柄や取っ手，サウナ風呂の内装に使われている。

イ．強度性能
スギ材を同じ重さの鉄と比較した場合，圧縮の強さは約２倍，引張の強さは約４倍もあり，逆に言えば，同じ圧縮の強さを支えるために，木材は半分ほどの軽さでよい。

ウ．耐火性能
表面が炭化すると内部までは燃焼しにくいため，一定以上の断面を持つ木材は火災にも耐え得る。
また，鉄，アルミニウム，木材を同条件で加熱した場合，鉄，アルミニウムは３分から５分で強度が著しく低下し，変形するが，木材は15分たっても約60％の強度を維持する。

エ．耐久性能
雨水への配慮，防腐処理等設計・施工面での適切な措置やメンテナンスなどを行えば，木造建築物の耐用年数は非木造建築物に比べても遜色はない。
現に，築後100年以上経った木造住宅がたくさん残っていることや，1300年前に建てられた法隆寺の柱は，今なお芳香を失わずに生き続けている。

（3）情緒性
木材は，情緒の安定をもたらす。

ア．刺激
色，感触，香など，どれをとっても刺激が少なく人にやさしい。

イ．フィトンチッド
フィトンチッドは，血圧の低下，脈拍の乱れやストレスホルモンの減少等に効果があるとされ，ストレスの多い現代社会において，木材と接することは情緒的安定を確保するうえで効果的である。
また，外材に比べて，我が国の木材がフィトンチッドを多く含んでいるという研究成果がある。

資料　岩手県資料

うに地場で生産したものを地場で消費することが健康にもいい，と言われている。

木材の場合は適材適所と言われ，「薬師寺金堂に使った台湾ヒノキのうち，…日面の分は建物正面の南側に使い，日裏の分は裏側にまわしました。こうすると節が多くて見ばえの悪い柱が正面に来るのですが，見ばえよりも，その木の最も自然な状態，つまり自然のなかで育った環境に逆らわずに使うのが，その木の寿命を全うさせる上で大事なことですし，建物を長持ちさせることにもなる(注8)」ということまでは言えても，決定的に国産材のほうが優れていることを論証した資料等は見当たらない。

国産材と外材，また国産材であっても樹種によって固さ，強度，太さ等性質を異にしており，結局は用途，その家の設計，工法等に応じて，これに適した材を選択していくことが望ましいということになる。

ところで食生活が洋風化したのと同様に，住宅でも洋風化がすすみ，これと併行して高断熱・高気密化がすすんだところに外材への依存度が高まる必然性があった。先にあげた「岩手県木材利用推進方針」の

なかの「県産材の使用」では,

「 本県は先人から引き継がれた豊かな森林に恵まれているが，この貴重な地球の森林資源を後世に伝えることは我々に課せられた重要な使命であり, そのため, 県産材の使用により山村を活性化し，森林の整備を促進することが必要である。

また, この森林整備は, 県土の保全を図るうえでも必要である。

さらに, 木材は, その育った地域の環境や気象条件などに順応する特性を持っており，持続的に生産される木材をその地域で日々の生活に有効利用していくことは，耐久性等の木材の良さが一層発揮されることとなり，また，輸送に係るエネルギー消費を減少させ，環境に負荷を与えないという点においても地球環境の保全に資するものである」

とされている。このように環境保全等公益的機能の発揮も含めて，トータル的にみれば最もその木材の持つ良さを発揮することができるのは地元の材を使って在来工法により建築された家であると言うことができよう。

（注8） 西岡常一，小原二郎『法隆寺を支えた木』64頁。

（3） 建築家側が外材を必要とする理由

ここであらためて建材利用者側である建築家が外材を使うニーズがどこにあるかを確認しておこう。

平成９年に行われた「国産材需要の拡大や国産材流通構造の変化についての意識・意向等について―平成９年度全国アンケート結果」（農林水産省統計情報部）をみると，「国産材需要拡大のためには, どのような木材・製品の供給が必要か」との問いに対して，流通加工業者の約６割は「乾燥材等の品質や規格が安定した製品」としてが最も多く，「低価格な製品」「特色ある地域材」「セラミックウッドや集成材等の高次加工された製品」などが続いている。

第4図　どのような木材・製品の供給が必要か

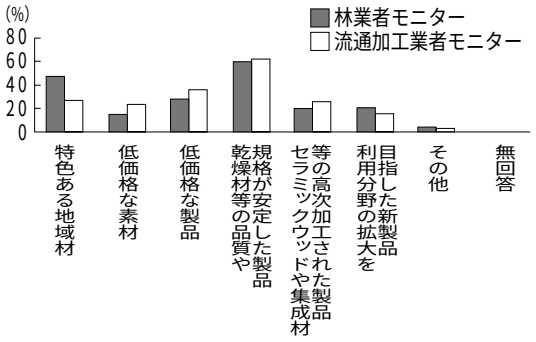

資料　農林水産省「国産材需要の拡大や国産材流通構造の変化についての意識･意向等について―平成9年度全国アンケート結果」

第5図　今後，国産材の製品流通はどうなるか
（流通加工業者モニター）

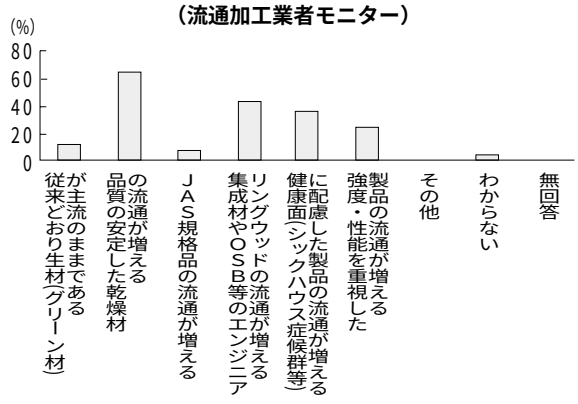

資料　第4図に同じ

また,「今後, 国産材の製品流通はどうなるか」との問いに対しても，６割以上が「品質の安定した乾燥材の流通が増える」としており，続いて「集成材やOSB等のエンジニアリングウッドの流通が増える」「健康面（シックハウス症候群）に配慮した製品の流通が増える」となっている。

「木材は（含水率）18%から15%のところで著しく収縮したり捻じれたりする」が,

「天然乾燥材だと含水率30%が限界であり，これだと，数年の経年変化で５割くらい機密の性能が悪くなる」としており，高性能住宅の建築と収縮・捻じれによるクレームを回避するためにも北米，北欧からの輸入材が必要であるとしている。(注9)

また，都会では作業スペースの確保が困難になるとともに，作業の合理化等から，あらかじめ製材工場で組み立て可能なように成形するプレカットが急速に普及してきている。プレカット導入にともない木材も必要な時に必要な量を仕入れて在庫を削減する方向にあり，これも集成材とあわせて乾燥材の需要を増加させる要因になっている。(注10)

さらには建材を建築現場で乾燥するにはスペースが必要であるとともに，乾燥期間中建材を在庫として寝かしておく間の金利負担が発生する。また，含水率の比較的高い材を使って住宅をつくるには腕のある職人が求められるが，近時，こうした職人も減少し，ますます乾燥した輸入材へのニーズが高まっているのである。(注11)

こうしたなかで，林業構造改善事業等によって乾燥前処理機を導入する事例も増えてはきているが，乾燥コストが１m³当たり１万５千円程度かかるものの，これが乾燥材の売り値には反映できていない状況にあり，我が国での乾燥材生産が遅れる原因ともなっている。(注12)

そして，こうした乾燥材への需要増大の背景にあるのが高断熱・高気密・全室暖房・計画換気等の高性能・省エネルギー型住宅の増加なのである。

(注9) 西方里見『15%以下の乾燥材が欲しい』18頁。

(注10) 相原やす夫「性能重視へ流れ変わる」(WIDE 1999年１月号）８頁.

(注11) 久田卓興「早急に生産体制確立を」(WIDE 1999年１月号)，「製材品に対する乾燥については，輸入材は２×４用材がほぼ全量人工乾燥され，再割厚材や板材の多くも乾燥して輸入されるため，全体の約２分の１が人工乾燥材である。一方，国内で生産される製材品のうち乾燥材の比率は約８％（平成７年統計）であるが，現在は10から12%くらいに達しているのではないかと推定される。技術的に難しいのは，含有水分の多い材，すなわち，スギ，ベイツガ，トドマツで，これに心持材，大断面材といった条件が加わるとさらに難しさが増す。また，カラマツもヤニ処理や狂いの面で別の難しさがあるが，高温乾燥技術の発達により次第に改善される方向にある。」

(注12) 諏訪原治「グリーン材から脱却へ」(WIDE 1999年１月号）12頁。

(4) 国産材を使用した場合と外材を使用した場合の住宅建築コスト比較

丸太，さらには製材での国産材と外材の価格比較は第６，７図でみるとおり，1990

第6図　丸太価格（スギ，米ツガ）

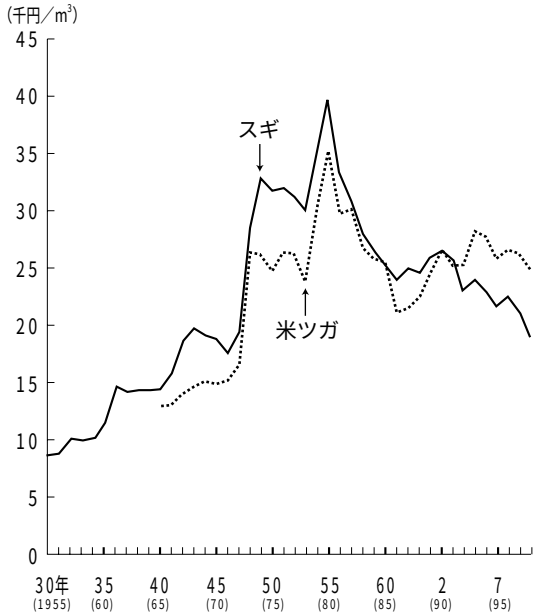

資料　林野庁『木材需給報告書』『木材価格』
(注)　スギ価格…中目丸太(14～22cm, 3.65～4.00m)価格。

第7図　製材価格（スギ，米ツガ）

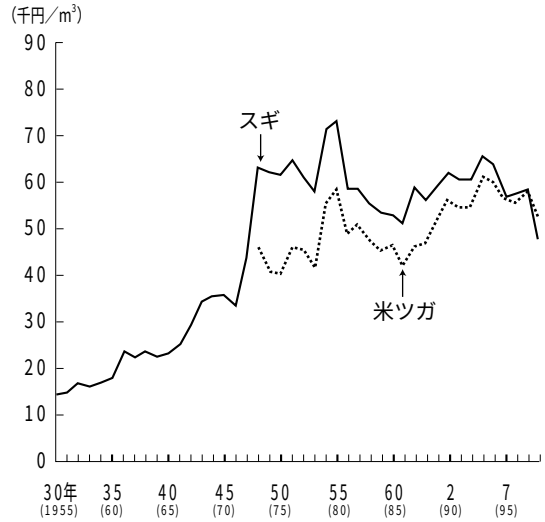

資料　第3図に同じ
(注)　スギ，米ツガとも正角(10.5cm×10.5cm×3.00m)価格。

年代に入ってスギと米ツガとでは丸太価格ではスギの方が安くなっており，製材価格でも直近ではほぼ同価格となっているなど，一概に外材のほうが安いという状況にはなく，住宅建築コストでも差はほとんどない。

したがって外材を使用する理由は上記(3)のとおりであって，これに大手の住宅メーカーのシェア増加が拍車をかけ，乾燥材や多様な規格の建材へのニーズに国産材が対応しきれていないという図式が成立しているのである。

国産材の利用増加をはかっていくためには，先に触れたように国産材，地元材を利用するような用途，すなわちその土地，風土に合った在来型住宅の良さを生かしながら，高断熱・高気密等省エネにも配慮した住宅建設を具体的に推進していくことが必要であり，これが可能な仕組みづくりができるかどうかが国産材活用のポイントとなってくる。

6．住宅に関する潮流の変化(1)
――健康重視

先にみたように我が国では多くの施策が打たれながらも国産材の活性化の決め手がないというのが実情である。こうしたなかで国産材の活性化をはかっていくためにはこれまでの発想を転換し，時代・潮流の変化を踏まえた視点・切り口を設定していくことが求められる。

(1)「シックハウス症候群」の多発

まず，住宅の健康に与える影響に関連しての潮流変化について触れておきたい。木造住宅の持つ健康性・安全性についての関心が近年とみに高まり,「シックハウス症候群」と言われるような新築住宅での居住にともなう喘息，皮膚炎，鼻炎さらにはダニアレルギー等のアレルギー疾患の急増が指摘されている(注13)。この原因として発癌性物質であるホルムアルデヒドの入った合板や接着剤，猛毒のシロアリ駆除剤，有害な可塑剤や安定剤を放出する塩化ビニール素材，アスベスト入りの屋根等の存在があげられている(注14)。また，木製ケージとコンクリートケージ等とを比較しての子マウスの生存率や成長速度に関する調査結果や「住まいと住み心地」についてのアンケート調査の詳細な分析等により，木造住宅のほうが長生きできるとの調査結果も発表されている。さらには木造校舎と隣接のコンクリート校舎との比較調査をもとに校内暴力の一因が

コンクリート校舎にあるとの研究結果も発表されている[注15]。

こうしたことから我が国でも住まいにこだわる市民運動グループが生まれ，活発な活動を展開していることが報告されている[注16]。

一方，海外，特に欧米では「住まいと健康」への取組が先行しており，イギリスのヘルシーハウジング，ドイツのエコロジー

第5表　ドイツのエコロジー建築運動
――ドイツと日本の現況比較――

		ドイツ	日本	今後の日本の課題
行政・政治	国家体制	連邦国家（地方主義）	中央集権国家	市民社会形成の推進が課題
	政党	緑の党を中心に環境意識が高い	環境への意識はある…？	政治家を動かすには市民がエネルギーを結集する
制度	エコロジー商品,建材の購入制度	環境にやさしい調達	グリーン購入ネットワーク	公共建築などの社会性の高い建築へのエコロジー建材の使用推進
	環境に優しい商品マーク	RAL Umweltzeichen ブルーエンジェルマーク：理由が明記	エコマーク ISM マーク(日本壁装材料協会)	エコマークの理由明記
	エコロジー建築助成制度	自治体独自の助成が多い (助成対象範囲は多様)	雨水利用,太陽電池,緑化	より広範囲に促進政策が必要
啓蒙	エコロジー建築啓蒙	エコステーション：市民への啓蒙センター エコモデル住宅：住宅展示場	エコモデル住宅(東京：三鷹)	住宅展示場でのモデル住宅建設,情報センターの設置
情報	エコロジー建材情報誌	全国誌,地方誌など数多くある	全国誌がまだない	エコロジー(衣食住)商品,素材などの情報誌が必要 →消費者寄りの情報誌
	エコロジー建築相談先	専門家協同組合,エコロジー住宅研究所自治体,各種非営利組織など	――	電話相談制度や自治体での窓口が必要
	エコロジー建築関連業者,設計者問い合わせ方法	設計者・業者リスト,住宅相談所 (電話帳が整備されている)	閉じたネットワーク組織となっていることが多い	設計者,業者,メーカー等の名簿の整備が必要
消費者活動	市民組織	地方・全国組織が活発に活動	地域での活動は活発	全国組織化が必要；政治的な力をもたせるため各地方でエコロジー建材使用の推進組織をつくる
	エコロジー建材普及推進市民組織	BUND(ドイツ自然環境保護連盟)	――	
	エコロジー建材普及制度	エコメッセ：エコロジー建材見本市	'97 GL ショー(ミニエコメッセ開催)	エコメッセを地方単位で行う
	建材テスト誌	エコテスト誌など(民間第三者機関)	――	エコロジー建材をテストする機関,情報誌が必要
検査・診療	民間室内空気汚染調査機関	全国に数多くあると思われるエコ環境試験所：40成分1500マルク	関東で数か所 １検体３～５万円	調査価格を下げる 保健所でも対応できるようにする
	化学物質過敏症診療所	全国に２か所 (バード・エムシュタール,チュービンゲン)	建設予定(東京／北里大学)	早期完成が望まれる。できれば西日本でも
エコロジー建材	エコロジー建材購入先	エコショップ,建材マーケットなどがおもな都市にある(相談＋販売)	一部の建材メーカー,工務店,設計事務所経由でのみ入手可能 エコショップ的な店が全国で数か所できはじめている	エコショップの創設と建材マーケットでのエコロジー建材コーナーの設置

出典　日本住宅会議編『住宅白書1998』
(注)　1．15～20年前から運動は始まった。
2．背景は環境汚染が深刻化したこと（室内空気，大気，土壌，地下水汚染，酸性雨，廃棄物処理）。
3．現在，国をあげて取り組んでいる（21世紀の新規産業としての位置づけ，新エネルギー産業，新天然素材産業，雨水利用産業，建物緑化産業等）。

建築運動（第５表），アメリカのシックビル判定基準，スウェーデンの健康住宅，デンマークの住宅改善支援等の事例が報告されている[注17]。また，筆者が昨年６月にスイスを訪れた際，エコホテルに一泊した。建材は柱，床をはじめとして木がふんだんに使われ，壁は天然繊維のクロスが貼られている。また，バス，トイレ等も陶器やタイルが使われ，プラスチックは一切使用されていない。さらには食事もすべて有機農産物が使われるという徹底ぶりである。レマン湖のかなたにアルプスを望む絶好の環境も含めて実に気持ちが良く，体の疲れもとれる。このホテルはスイスで最初に作られたエコホテルということであったが，現在では国内の数か所にできているということであり，こうした健康重視の木造住宅建設が着実に拡大していることがうかがわれる。

（注13） 鳥居新平『アレルギーの衣食住チェック』103頁。
（注14） 有田一彦「環境に配慮した家がほしい」（週刊金曜日1999.1.22号No.251）18頁。
（注15） 船瀬俊介『心と体を癒す木と緑』（同前）10頁。
（注16） （注14）に同じ，12～13頁。
（注17） 日本住宅会議編『住宅白書1998』228～249頁。

（2） イスタンブール宣言

1996年６月，トルコのイスタンブールで「ハビタットⅡ」と通称されている第２回国連人間居住会議が開催された。

「 第１に『居住の権利』というあたらしい概念を，独立した『基本的人権』として位置付け，第二に『持続可能な人間居住』についても，地球環境問題の視点からその重要性を『人間居住に関するイスタンブール宣言』と行動指針（アジェンダ）のなかで明らかにした。また，宣言と行動指針は，来るべき世紀は都市の世紀となるとの認識から，都市と農村の共存をはかる上では，国家の役割と並んで『中規模，及び小規模の町には特に焦点を当てるべきである』とし，そのためにも『民主的な地方自治体をつうじての地方分権化』が必要であることを明らかにした。

人間にとってもっとも身近な環境問題は住宅問題であり，環境を含めた地球上の有限な資源の小規模地方自治体による分権的管理の方向が，今世紀最後の国連の主催した地球規模の会議で確認されたことは，今後の住宅・林業問題を考える上で重要な意義をもつものである。そしてその内容は経済国際化のもとで，解体の危機にある我が国の歴史的，伝統的な住生活，住文化の再構築を検討する上でも重要な示唆を含んでいる。

特にハビタットアジェンダは，持続可能な人間居住について，次のように詳細に指摘する。持続不能な生産・消費パターン（特に先進国）の変更，天然資源の効率的かつ合理的利用の促進，環境上健全な技術，素材及び製品に関する教育訓練の促進，その土地固有のすべての潜在的な資源を総動員することで，できるかぎり現地調達できる資源に基づき現地の建築資材産業を強化すること，文化，宗教及び自然の遺産及び多様性の尊重など。すなわち，住宅供給の自給原則と国家と地方自治体による主権確立を明らかにしていることも重要な点である[注18]。」

この宣言がどれだけの実効性をともなっているかはともかくとして，住宅についての認識が抜本的に変化しつつあることがみて取れる。

（注18） 菊間満『経済国際化と日本の住宅・林業問題』

（3） 住宅保証・性能表示制度，木材認証制度

一方では，こうした動きと併行して住宅の保証制度，住宅の性能表示制度を設ける

動きがみられ，フランスでは1986年，新築住宅の品質を保証するキャリテルラベルの発行が始まっている。キャリテルラベルの交付にあたっては快適性，機能性，メンテナンス等７項目の指標にもとづいて判断され，既に民間の新築住宅の４戸に１戸がこの認証を受けるようになっている。また，イギリスでもNHBCによる10年という長期の住宅保証が普及しており，現状では新築住宅に占めるNHBCの保証を受けている割合が95％にまで達しているが，ここでは断熱にとどまらず，いろいろの環境要因を取り入れた表示制度とすることが検討されている。

こうした海外の動向を踏まえて，我が国でも「住宅品質確保促進制度（仮称）」を設け，住宅の保証制度と性能表示制度を同時に整備していくことが検討されているところである(注19)。

また，参考までに付け加えれば，持続可能な森林経営の進捗状況を評価するための基準・指標等の手法づくりが各国の政府レベルで検討されている。民間レベルでは既にこれらについての認証・ラベリングについての取組が行われており，目下，ISO（国際標準化機構）とFSC（森林管理協議会）の二つの手法が相互補完的に用いられている。

我が国においても木材認証，ラベリングをベースとした森林管理，素材・木材製品がいずれ求められてくると考えられることから，林野庁も10年度予算により木材認証・ラベリング調査検討事業をスタートさせている。

以上のように環境問題，居住権と絡めて健康をも念頭に置いた住宅政策，あるいは保証・表示等制度の整備等が欧米を中心に新たな流れとして形成されており，木造による住宅建築がその基本として位置づけられている。

（注19） 日本経済新聞1998年12月25日朝刊。

７．住宅に関する潮流の変化(2)
――景観重視

次に木造住宅の良さにとどまらず，国産材・地元材による木造住宅の振興を強調していくためには，景観という視点から考えていくことが新たな可能性をひろげてくれるものと考える。国内の取組事例を取り上げ，その方法を普及させていく可能性を検討していくこととするが，その前に(2)でみる事例のモデルとなっているドイツの景観保全に関連して，同国での建築にかかる考え方，法制等についてまずみておこう。

(1) ドイツの景観と住宅政策

ドイツに限らずヨーロッパの農村に足を踏み入れてみての最初の印象は，その景観が実に美しいことである。畑，森林，農家の家並み，どれ一つをとってみても調和がとれ，かつ自然がよく守られていることには驚嘆せざるを得ない。これは歴史の風雪のなかで形成されてきた農村的自然景観を維持し，さらに新しい時代の生活条件に適応するために積み重ねられてきた努力の賜物であって，ドイツの場合，1961年からコ

ンクール「わが村は美しく」が隔年おきに実施されるとともに，1975年「農村整備対策の基本方針と提案」が制定されたのをうけて各州で助成制度も組み込んだ農村整備対策事業を実施してきた(注20)。

EUの枠組みがつくられてからも，「持続可能なかつ総合的な農村開発」がすすめられており，「農民は田園風景を保全し，生態系と保養地域を維持する努力を行い，そのために観光にも寄与しており，これに納税者は報いなければならないという考え」がしっかりと定着するに至っている(注21)。

ところでこのような色，高さ，形等調和がとれた家並みがどのようにして形成されているのか法律・規制及びその運用についてみてみる。ドイツでは家を建てるにあたっての規制が三段階ある。まず国全体を対象とする連邦建築法が存在し，建物を立てる場所について規制している。州レベルでは建築条例が存在し，ここで建物の外観，高さ等が規制されている。そして市町村段階ではそれぞれに建築計画を設けて，さらに細かく規制している。

これを具体的にドイツ南部にある中山間地域のバイエルン州のシュヴィンドキルヒェン地域についてみてみると，バイエルン州建築条例の11条“形態”で，「(1)建築施設は承認された建築方法に基づいて作られ，形状，大きさ，各部分の釣り合い，材料，色が外観を損なわないように建造する。(2)建築施設は街頭の風景，街並み，景観，または計画された形態の外観を損なわないように周囲と調和させる。外観を損なうこととは，同様に障害となる多くの広告，または景観に影響を及ぼす町はずれの広告も含まれる。」とされている。そしてシュヴィンドキルヒェン建築計画では，屋根，建物の高さ，建物の外観，垣，建築材料等について具体的に規定されている。在来工法，建築素材という観点で関連する規定を抜粋してみると，

「 3．屋根
3.1屋根の勾配は，計画図上でIと記載された場所は33～37°；…
3.2すべての建物の軒は妻側と平側で最大80㎝,ベランダは最大160㎝まで許される。…
3.3すべての建物は切り妻屋根，付随する建物とガレージは片流れ屋根が許される。
…
5．建物の外観
5.1屋根ふきは赤レンガから赤茶色までの小型版の瓦を使用すること。増築部分にはガラス屋根も許可される。
5.2外に張り出さない屋根窓は一窓につきガラス面1.2㎡だけ許される。
5.3アスベスト，金属，プラスチック，もしくはスプリットクリンカーなどの，この地方にない被覆は許されない。同様に道路からみえうるガラス製の壁も許されない。
…
建築材料
熱帯の木材は使わないことが望ましい。
… 」

ドイツでは住宅政策も含めて市町村が強い権限をもっており，土地利用計画を市町村が決定し，そのための規制を設けることになっていると同時に，その裏付けとして必要な財源は税金によって直接確保できる仕組みになっている。

こうした規制は長年培ってきた市民参加の伝統から生まれてきたものであって，町づくりにあたっては政治家，都市計画家，市民，投資家，メディアの５者が同じテーブルについて議論し，平等の立場でお互いの折り合いがつくまで議論される，とのことである。

こうしてつくられた規制であるからして，規制に適合しなければ建築許可を得ることはできず，規制に適合するまで何回でも設計を見直すことになる。こうした努力の上にあのすばらしい景観が保全されているのであり，これらの景観がそこに住む者たちの誇りであるのは当然のこととして，国民全体にとっての誇りでもあるのである。

そしてここでは古い建築物，自然との調和等への配慮から設計はもとより，建築素材までが規制の対象になっていることを見逃すことはできない。

なお，子供の時から土地利用計画の重要性については様々な形で学んでいく機会が備えられており，こうした規制の存在はむしろ当たり前のこととして受け止められる風土が形成されている。

（注20） 日本農村振興協会『我が村は美しく』89頁以下。

（注21） 今村奈良臣,服部信司,矢口芳生,加賀爪優,菅沼圭輔『WTO体制下の食料農業戦略』133頁。

（2） 山形県金山町の景観条例

このようにドイツの景観を形づくっている基本には資産が個人のものであると同時に，公共の資産でもあるとの成熟した市民社会ゆえの明確な認識があり，我が国の私権優先の社会とは対極をなしている。こうした公共性の優先，地方・地域への分権，市民風土等はまさに長い間の歴史のなかで醸成されてきた文化そのものといえる。

しかしながら，私権優先の我が国においても，山形県金山町という特定の地区ではありながらもこれに類似した取組事例が存在している。本事例は今後の我が国における住宅政策，景観保全，さらにはこれをつうじて国産材の活性化をはかっていくに際してきわめて大きな示唆を与えることができるものと考える。すなわち山形県金山町では，全国で唯一，一般民家を対象とした景観条例を施行しており，助成金制度も設けることによって，見事な街並み作りに成功し，地元材の活用，林業経営及び大工・工務店，ひいては地域の活性化を実現している。

ａ．金山町の概況

金山町は秋田県との境，山形県最上地域の東北部に位置しており，町の総面積の78％を森林が占め，“金山杉”の産地として知られている。平成９年８月現在の人口は7684人，世帯数1840で，少子化・高齢化が進行する典型的な過疎地域である。

本地域は県内でも屈指の豪雪地帯で，また，鉄道がなく道路交通が唯一の交通手段

であり，農林業を主体とする産業構造となっている。

b．美しい景観

町の中心部や農家の街並みは，切り妻，瓦屋根，白壁，木組みでつくられた“金山

第6表　金山町街並み形成基準

基本理念	町全体を風景としてとらえ，周囲の自然や歴史的資産が美しく見え，かつ住民が住みやすく，風景と街並みが調和する美しい町を形成する。		
建築物	位置	道路からの外壁の後退	1．国道，県道及び町道等整備された公道に直接接する敷地 ①第１種住居地域及び第１種低層住宅専用地域は，原則として最小１mの後退とする。ただし，近隣商業地域内ではこの限りでない。 ②工業地域及び周辺街区では原則として２mの後退とする。 ③４m以下の公道に接する敷地では，前面道路中心線から３mの後退とする。 2．整備された公道に直接接しない敷地 ①前面道路中心線から３mの後退とする。 ②路地状道路の突き当たりの敷地は，道路敷地境界線より３mの後退とする。
		規模	①敷地の規模は，原則として165㎡以上が良い。
	意匠	屋根	1．材　料 ①積雪寒冷地であることを意識して，鉄板系・ステンレス系材料及び同等品を基準とする。 2．色　彩 ①美しい風景を引き立たせるために，こげ茶・黒とする。 ※美しい風景を破壊するので，青，赤，緑など鮮やかな有彩色とその同色系及びそれらの中間色は良くない。 3．形　態 ①伝統的な家並みの連続感を保つために，公道に直接接する場合の大屋根は切妻で妻入が良い。ただし，下屋はこの限りではない。 ※良い形態……切妻 良くない形態……陸屋根 ※寄せ棟・入母屋・片流れ・変形切妻は風景と街並みに調和するように注意を要する。 4．大屋根の軒先は75㎝以上が良い。 ※主要道路に面する場合は90㎝以上が良い。 5．屋根の勾配は10分の３以上10分の５までを標準とする。
		外壁	1．材　料 ①杉板張……生地色または風景と調和するオイルステン仕上げ，木材保護着色材仕上げ ②しっくい，プラスター，モルタル等塗壁……壁の地色及び白 ③木片セメント板，無石綿（ゼロアスベスト又はノンアスベスト）外装材……原則として白 ※美しい風景を破壊するので赤，青，緑など鮮やかな色彩及び風景と調和しない材料（金属板系）は良くない。 2．色　彩 ①美しい風景と調和するしっくいの白を基本とし，土壁仕上げの場合は風景と調和する自然色とする。 ②モルタル塗の場合，白または土壁仕上げの風景と調和する色彩とする。 ※美しい風景や街並みの連続感を妨げるので，鮮やかな原色は良くない。 ③杉板張りの場合は，素材を生かした仕上げとする。生地色またはオイルステン及び同系等色の木材保護着色材などによる風景と調和するものが良い。（美しく古びる保護着色材を意味する）
		構造等	1．木造とする。 2．高床式の場合は，風景と街並みに調和した構造にする。
建築物以外の工作物	外屋広告物		1．美しい風景と街並みに調和するものとする。 ※風景や街並みにそぐわない広告物は良くない。
	塀等		1．生垣は自然や風景に融和しやすいので良い。 例えば，杉，カエデ，ウコギ，エゴノキ等。 2．板垣，その他。 3．ブロック塀の緑化。例えば，ツタ類での被覆。 ※既存ブロック塀は圧迫感があり，また危険と見なされているため，新設する場合には0.8～１mまでの高さとし，緑化を図るのが良い。 4．高さは，１m前後が良い。
	水路その他		1．水路の緑（法面）は，自然石割石積施工が良い。 2．美しい風景と街並みに調和する植栽とする。

資料　金山町役場資料から作成

型住宅”が多く，まわりの自然環境とも調和し，落ち着いた風情をみせており，こうした街並みを目玉に，郊外にはスキー場，テニスコート，キャンプ場，温泉施設等，四季をつうじての長期滞在が可能な設備が設けられ，都会からの客でにぎわいをみせている。

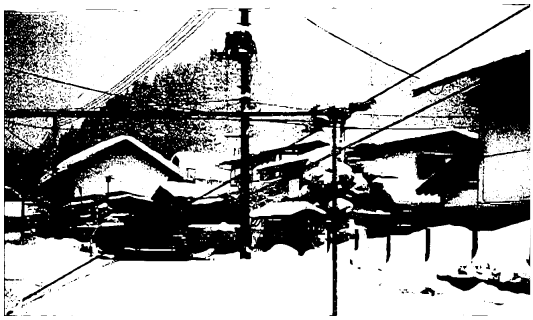

ｃ．景観づくりの展開

昭和32年，住みよい町づくりを実現していくため「住居や環境を清潔に」することについての話し合いが持たれたのがそもそもの始まりである。

昭和38年,「美しい街,豊かな町」をキャッチフレーズに「全町美化運動」が提唱され，40年代はこの普及に費やされた。

一方，林業振興と金山住宅の普及，金山大工の技術の向上を目的とする「住宅建築コンクール」が昭和53年度から毎年開催されるようになった。

また，昭和58年度に策定された「新金山町基本構想」のなかに「地域風土，地域材，在来工法等杉を中心とした地域資源の有機的結合」をはかっていくことを柱とする「街並み（景観）づくり100年運動」が位置づけられた。

昭和59年度には，「金山町地域住宅計画（HOPE計画）」が策定され，金山住宅を基本とした本格的な景観づくりの概念・施策が提案された。

そして昭和30年代からすすめられてきた環境や景観についての取組は，快適な環境を前提とした美しい景観づくりという概念にまとめられ，昭和61年「金山町街並み景観条例」が施行されることとなった。

平成４年度には全町が公園となるような町づくりを目指して「全町公園化構想――もう一つ先の金山へ」が打ち上げられている。

ｄ．街並み景観条例と助成制度

「わたしたち町民は,この町民の共有する貴重な財産である金山らしい文化，自然を生かし地域経済の活性化を促しながら，街並み景観づくりを進めていかなければならない。

わたしたち町民は，英知と総意を結集し，永遠に居住するこの金山町を，より美しく，誇り高い郷土につくり上げることを決意し，この条例を制定する」

これが条例の前文である。

本条例により町内で建築行為を行おうとする者は町に届け出をしなければならず，この前後で，景観審議会専門委員が住宅建築のアドバイスを行う。本条例には罰則規定はなく，助成，援助，指導，助言といった支援的な性格が強い。

金山型住宅を推進するために助成金制度が設けられており，屋根／こげ茶・黒，切り妻等，外壁／杉板張，しっくい等，構造

等／木造，等を内容とする街並み形成基準に合致すれば50万円を上限として助成金が交付される。増改築も助成の対象となる。

昭和61年度から平成９年度までの累計助成件数は286件，累計助成総額は6500万円となっている。

全世帯数が1840であり，その16％にあたる数の家が助成を受けて金山型住宅となっており，もともと在来工法で建てられている住宅をも含めればけっこうな数の金山型住宅が存在していることが推定される。また，近年の助成件数は20台の後半であり，70年前後経過すれば全家並みが金山型住宅に塗りつぶされる計算になる。

こうした取組が金山町で成立した要件をあげてみると，基本は景観条例を町単独で制定し法的措置を講じ，これにもとづいて助成制度を設けたことにある。そしてこれを可能にしたのが町職員の発想と町長の強烈なリーダーシップであり，そもそもの発想が毎年，町職員と地元企業・団体等の若手職員数名をドイツに派遣し，都市，農村を巡回し，その田園風景，景観に感動してきたところから生まれてきたものなのである。

(3)　景観条例等の普及・推進

最近では地域起こしの一環として大型木造施設の建造が盛んになっているが，岐阜県高山市や大分県日田市をはじめとして歴史遺産を生かして街並みを形成する市町村も増加している。

ここで岩手県と，民話の里として有名な遠野市を例にとってみると，平成６年10月に「岩手の景観の保全と創造に関する条例」を施行している。「この条例は，地域の特性を活かした優れた景観の保全と創造を図り，もって県民が誇りと愛着を持つことができる美しい県土の実現に資することを目的」（第１条）としており，具体的には景観形成重点地域として「知事は，山岳，高原，河川，海岸等優れた自然の風景を有する地域，神社，遺跡等歴史的文化遺産を有する地域，良好な市街地を形成している地域，その他の地域のうち，県土の景観形成を図る上で特に重要と認める区域を景観形成重点地域として指定することができる」（第７条）としている。また，県は地域の景観を守り，美しく育てることを目的として住民と景観形成住民協定を締結し（第24条），市町村が行う景観形成に対し，県が必要な援助を行う（第20条）旨が定められている。現在，県内で６地域で住民協定を締結し，景観形成に取り組んでいるが，遠野市はその第１号として平成６年12月市内大工町を対象として住民協定を結び，さらに平成９年３月には下一日市地区を対象に市内では２番目の住民協定を結び，その景観形成地域を拡大している。

山形県金山町の場合は，町全体を対象に民家のすべてをも対象に景観条例を制定しており，これだけの取組ができることにこしたことはないが，岩手県の例のようにステップ・バイ・ステップで徐々に対象地域を拡大し，県の支援も得て取り組んでいくやり方は比較的導入しやすく，こうした取

組を各地に拡大して，国民一般や住民の景観に対する認識を高め，景観を形成していくことがより現実的であると考える。

ところで新農業基本法の柱の一つとして農村の景観保全にも注力していくこととなっており，水田と畑，山や川，森林さらには民家等が一体となって農村風景を織り成しており，我が国の文化・歴史・伝承等の基盤でもある，こうした景観を守っていくことが明確にされたものである。景観の保全は，中山間地域の活性化の基本柱の一つでもあり，直接所得補償の導入にあたっては景観に関連づけて，まさにデカップリング（生産と所得の分離）という視点も加えて具体策を検討していくことがより実効あるものとしていくことになるものと思われる。

助成制度については，山形県金山町では50万円を上限として助成が行われるが，一般的に住宅建築費の建材部分が20%程度であると言われており，住宅建築費が2500万円とすれば，その20%は500万円となる。助成金50万円は500万円の10%となり国産材，地元材を活用するインセンティブに十分なりうるものと考える。

８．結び

以上，鏤々述べてきたとおり，我が国の林業経営の活性化をはかっていくためには国産材を使った住宅建設の推進がポイントであり，健康・安全という面から木造住宅が，景観という面から国産材・地元材使用の必然性が導き出される。そのためには景観と健康重視のあらたな流れに対応して，景観条例の策定，省エネにも配慮した在来工法による木造住宅の見直し等が最大課題である旨述べてきた。これはヨーロッパの政策を参考としながら，日本の風土に適合した住宅建築・景観形成と健康・安全を追求していくことが不可欠であると言い換えることができる。すなわち，ここで求められているのはまさに我が国の住宅，景観，環境等を含めた広い意味でのCI（コーポレイトアイデンティティー）の確立なのである。食生活の洋風化と併行して住宅の洋風化がすすんできたわけであるが，WTO体制の一層の進行による自給率の低下を避け，これを向上させ，持続型・循環型の第一次産業とし，それぞれの地域の文化・伝統等を守っていくためには,明確化されたCIのもと，省エネ等に対応可能な乾燥材の充実，流通の整備等も含めた諸政策の確立，運営が不可欠なのである。

最後に，これを軸にした政策の確立，運営をはかっていくために重要と考えられるいくつかの点を指摘しておくことにする。

①我が国では私権が絶対的であり，公益性，公共性のために私権が制約を受けることについては抵抗が大きいが，情勢の変化にともない既に私権の尊重だけでは国民の多くが納得できる政策の打ち出しには限界がきている。

②地方の時代と言われて久しいが，今こそ地方・地域が自立可能な分権化が必要であり，あわせて行政の縦割りからの脱却が

前提となる。

③WTO体制下でのグローバルスタンダードだけでは，やはりもはや公益性，公共性を維持・向上させていくことは困難である。

④木材供給側である森林組合系統と，住宅事業への取組を増加させている農協系統との協同組合間連携を強化していくことが必要である。

⑤さらに，国民の国産材についての理解を得ていくには，地元工務店・大工と大手ハウスメーカーのコスト明細についてのディスクローズが必要である(注22)。

⑥景観，環境等について子供たちに対する普段からの教育，対話の場づくりが必要である。

いずれも大きく重い課題ばかりであるが，21世紀を目前にし，所得の向上にともなって人間はより自己実現を求めるようになることは必至であり，その意味でも新農業基本法の成立にあわせて，中山間地域対策と連携させて本提言を具体化させていくことが肝要である。

（注22）（注18）に同じ。「北米では，我が国のように供給高が１万戸から５万戸という住宅メーカーは存在しない。それは，住宅供給自体がきわめて地域立地的であり，居住権は地域文化であるから，全国一本の画一的な供給体制はそもそもありえないのである。それは，全国的な製パン業者が存在しないことに対応している。

我が国の大工・工務店の経営規模は，むしろ適性なのであり，その規模での経営を困難にさせている下請け構造，建材の寡占価格体制，許認可事務体制がむしろ問題なのである。」

＜参考文献＞

- NOVA建築企画設計 簾藤勉「これからの木造建築」『林構情報』1993年５月（No.83）
- 鳥居新平『アレルギーの衣食住チェック』農山漁村文化協会1990年１月
- 西岡常一，小原二郎『法隆寺を支えた木』日本放送出版協会1978年６月
- 菊間満『経済国際化と日本の住宅・林業問題』立命館（第47巻・第５号）1998年12月

（蔦谷栄一・つたやえいいち**）**